

「中央知財研究所」の舞台裏紹介(連載その5)

日本弁理士会 中央知的財産研究所 副所長 松田 嘉夫

1. はじめに

中央知的財産研究所の目的は「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」である（会令第27号参照）。

当研究所がとりあげる個々の研究課題も、したがって基本的にはこの目的に沿って設定されてきているわけであるが、長期的視野という観点から見たときにはいくつかの複数の研究課題がその共通する大きなテーマに乗って連綿とした大きな流れをも形作っていることがわかる。そこで今回はまずそのような大きな流れを形成している研究部会について簡単にご紹介することから本稿を始めることにしたい。

2. 研究部会の大きな流れ

(1) 不正競争防止法関連

当研究所は平成8年に弁理士会の附属機関として設立されたが、その一つの契機となったのが当時検討されつつあった改正弁理士法であったと聞いている。つまり新たに弁理士の業務範囲になると予定されている事項(特定不正競争及び特定侵害訴訟等)に関わる研究体制を急ぎ整える必要があり、これにより弁理士会という枠にとられることなく学者や弁護士など会外の人材を研究員として委嘱可能な本格的な知財研究機関として当研究所が生まれるに至ったわけである。

したがって、平成12年の弁理士法改正と歩調を合わせるようにして不正競争防止法に関する研究が進められたのはごく自然なことであったと言えよう。以下では、連載第3回の涌井副所長による紹介と重複するが、不競法に関して当研究所においてどのような研究がなされてきたか、そのタイトルを追ってみることにしよう。

- ・ 意匠法と不正競争防止法第2条第1項第3号との関係について（研究報告第5号、第6号）
- ・ 不正競争防止法第2条第1項第1号、同第2号による商品形態の保護について（研究報告第10号）
- ・ 不正競争防止法第2条第1項第1号、同第2号について（研究報告第12号）
- ・ 不正競争防止法における表示に関する権利の実現（研究報告第16号）
- ・ 不正競争防止法第2条第1項第14号について（研究報告第17号）
- ・ 不正競争防止法における営業秘密の保護について（研究報告第20号）

不競法に関する研究は報告書第20号で一段落となっているが、最初の研究部会が開始されてからここに至るまでに10年弱の歳月が経過している。報告第17号と第20号は、レクシスネクシス・ジャパン社から「不正競争防止法研究－『権利侵害警告』と『営業秘密の保護』について」（発売元：株式会社雄松堂出版）として発刊され、会員外のかたからも不競法に関する貴重な研究書として評価されている。10年目の区切りにあって、それまでの研究成果をも踏まえた大きな結実を得たと言えるのではないだろうか。

(2) 侵害訴訟関連

さて、弁理士法改正に伴うもう一つの大きな課題は特定侵害訴訟であった。弁理士が一定の条件付きとはいえ侵害訴訟につき代理人として法廷に立つことが許されたわけであるから、元判事や弁護士のかたなど会外の訴訟実務経験者を研究員として擁する中央知的財産研究所としては、侵害訴訟に関し何らかのテーマを扱うべきことは当然予定され、あるいは半ば責務に近いものがあつたはずである。そして、その頃に斯界で大きな話題になっ

ていたのが均等論成立のための要件を明示した画期的な最高裁判決であった。ここから、次のように主に特許権侵害訴訟の判決例を題材とする研究の大きな流れが生まれることになった。

- ・均等論について（研究報告第 11 号）
- ・クレーム解釈論（研究報告第 15 号）
- ・損害賠償論（報告書作成中）
- ・クレーム解釈をめぐる諸問題（報告書作成中）
- ・進歩性について（報告書作成中）

これらのうち、クレーム解釈や進歩性に関する研究はその性質上われわれ弁理士の活躍が大いに期待される分野であって、その普遍性からも今後角度を変えながら折々に取りあげられてゆくと思われるテーマであり、つまりこの大きな流れが今後も続いてゆくことはまちがいないであろう。その一方、損害賠償論は訴訟実務上避けて通れない課題であるものの民法の不法行為論をベースとするだけに特に理系出身者の多い弁理士には馴染みの薄い課題であったことから、民法学者のかたにも研究員に加わっていただいたり、訴訟経験のある弁護士研究員と弁理士とがペアを組んで共通の論点を扱ったりと工夫を重ねた研究部会であった。それゆえに研究員として会員外の人材も参加するという当研究所の特徴をよく発揮した研究部会でもあり、今後一般法域あるいは異分野に関わる研究課題を取り扱う際の一つのモデルとしての意義もあったと思われる。

侵害訴訟に関する研究課題としては上記の他にも、関西域の研究員によって構成された「複数人が関与する知的財産権侵害について」（報告書第 22 号）、「特許法第 104 条の 3 について」（平成 20 年 4 月開始）の研究部会があるが、前者については連載第 2 回にて本庄副所長が詳しく紹介しているのでそちらをあわせて参照いただきたい。

ところで、このような侵害訴訟研究の大河の流れの中から、その研究成果以外にも特筆すべき出来事がひとつ生まれた。それは研究報告第 15 号（クレーム解釈論）の出版化である。先に不競法研究部会の出版物を紹介したが、それに先立ち平成 17 年に株式会社判例タイムズ社を通じて「クレーム解釈論」を上梓したのである。当研究所の研究報告は会員以外には裁判所や大学など一部の関連団体に配布されるのみであって一般に市販されているわけではない。その問題点として、第一には優れた内容の研究成果であっても一般に知られる機会が限られてしまうこと、第二には研究者が引用文献として使いづらいことが挙げられる。第二の問題点は、つまり引用先の出版物等が一般に入手できるものでないと第三者は容易に原文に当たることができないからである。こうした点を考慮して、今後当研究所の研究報告は一般のかたにも入手可能となるように、会員向けに限らず出版化を図ることとしたわけである。しかしながら、この外部出版化という方針は現在大きな曲がり角にさしかかっている。これについては後に項を改めて述べることにしよう。

(3) 新分野他

先の連載にて涌井副所長が紹介したように商標法に関する研究も今後一つの流れを形成してゆくと考えられるが、過去の研究部会を振り返ってみると、流れというよりも新分野に関する研究といった枠で括ることができる研究部会がいくつかある。この項の最後にこれらの研究部会について列挙しておくことにしよう。

- ・ビジネス関連特許について（研究報告第 7, 8 号）
- ・バイオテクノロジーに対する法的保護のあり方（研究報告第 9 号）
- ・技術標準と特許権について（研究報告第 14 号）
- ・これからの知的財産で保護すべきもの（研究報告第 18 号）
- ・コンピュータプログラムの法的保護（研究報告第 19 号）
- ・知財信託について（研究報告第 21 号）

先人の少ない新領域についての研究に着手することも当研究所の大きな責務であり、今後も随時こうした研究課題が取り上げられてゆくことになるだろう。

なお、本稿では当研究所が扱ったすべての研究課題を網羅しているわけではないので、研究の全体像について知りたい向きは日本弁理士会のホームページ等に当たっていただきたい。

3. 報告書出版化の課題

本稿には「舞台裏紹介」というテーマが付随しているので、いくらかでもそれにふさわしいことを最後に述べさせていただくことにしよう。先に予告した出版化の問題である。

先述したように当研究所の研究報告書は全会員に無償で配布される。したがって実質的に同じ内容のものを一般向けに出版するとなると、主たる購買層であるはずの弁理士が購入することは殆んど期待できないので、出版部数も相応に限られたものとなる。つまり研究報告書の出版は、出版社としては採算に乗せ難い仕事なわけである。実際にこれまで出版化を果たした前記「不正競争防止法研究」「クレーム解釈論」にしても、ともに印刷部数は1千部ほどに限られている。もちろん、これまでそのあたりの問題点はお互いに承知のうえで、さらに言えばこれまでの主要な研究者のかたや当会とのお付き合いという関係から出版社には無理をお願いして出版して頂いてきたという経緯があった。

しかしこのままでは出版社に対して申し訳ないからということで、今後出版をする分については、例えば会員向けの報告書も同じ出版社に印刷依頼することで諸経費を節約するといった手法を検討してきた。なお会員配布分を含めてすべて一般向けと同様の装丁で印刷して出版し、必要部数を弁理士会が引き取るという方法も考えられたが、その場合は1研究課題あたり数百～数千万円の予算を要することになるので当研究所に関しては非現実的であり採用の余地がない。

ところが、そうした検討を進めているあいだにさらに思わぬ方向から逆風が吹き始めた。昨年来の原油価格の高騰に伴う紙価及び印刷費の上昇である。この結果、前述した手法をとったとしても、当研究所及び出版社がお互いに許容し得る予算内で出版を実現できるか大いに危ぶまれる事態となってしまったのである。ちなみに、直近の事例によると会員向け報告書の印刷費は1研究課題あたり百万円弱であるが、これにしても今後は上昇することが必至である。

これに対して、本誌「パテント」に報告書を掲載してはどうかというアイデアが出されている。それにしても、まとまった報告書とするには別冊として発行する必要があるが、その場合の予算措置や定期購読者の扱いをどうするかなどの課題があり、現在は会誌委員会のご協力を頂いて検討を進めているところである（直接の担当窓口は塩澤副所長）。

本稿が誌上に載るころには何らかの新しい展開があると思われるが、少なくとも本稿執筆時点では上記のような事情であり、これまでのようなかたちで報告書の出版を図ることは難しいと思われる状況にある。

さてこの問題に関し、以下は概ね筆者の私見であるが、印刷物という形態での出版に限らなければ安上がりな方法がいくつか考えられる。例えば研究報告をインターネット上に公開する方法である。ただしこの方法には経費以外の問題点が指摘されている。第一には、研究者によっては簡単にコピーペーストできる形式での公開に抵抗感を持っておられること、第二には論文としての安定性である。印刷物であればその存在は半永久的であるが、インターネット上のデータはどの程度の期間利用できることが保証されるのだろうか。他にも、インターネットは必ずしも誰でも利用できるとは限らないといった指摘もあり、こうした点を含めて要検討事項は案外と少なくない。インターネットを使わず、研究報告の電子データをCD-ROMなどの電子媒体に記録して配布するという方法も検討する価値がある。これは（財）知的財産研究所が実際に採用している方法であり、長年の実績もあるところから参考にすべき事例であると考えられる。また弁理士会においても、会員諸氏もご承知のとおり、会員名簿は無償配布分についてはCD-ROM化している。研究報告を電子媒体で配布する場合の問題点またはその所在については今後なお検討する必要があるだろうが、これも一つの有力な選択枝であると考えているところである。

4. おわりに

本稿の連載第1回で塩澤副所長も言及しているように、研究課題の設定、研究員の確保など当研究所が抱える課題は少なくない。これらについては微力ながら筆者が担当となってその解決に当たることとなっているが、いまだ検討作業の緒に就いたばかりであり、紙面にも限りがあるので詳しい紹介は控えさせていただく。諸兄のお知恵拝借をお願いして本稿を括ることとしたい。